

## 仮設住宅の建設は 単独なら本市で

**問** 災害時の仮設住宅建設について、県との事前協議の進捗状況は。

**答** 災害救助法が適用されたとき、知事が実施するものとして、応急仮設住宅の供与等がある。仮設住宅を必要とする自治体が本市のみであれば、県内での仕様や規格などのばらつきを考慮する必要がないため、本市による仮設住宅の供与が可能であるとの回答が県からあった。

岡山市議会だより平成25年2月1日冬号（NO.71）に  
さとう人海の平成24年第3回個人質問の内容とその回答が掲載されました。